総務省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則	総務省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則
（研究所、研究部その他の命令で定める部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、消防庁消防大学校消防研究センターとする。	（研究所、研究部その他の命令で定める部課等） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、消防庁消防大学校消防研究センターとする。
（国有施設減額使用の手続） **第四条**　令別表第一の二の項第一号に掲げる機関（以下「機関」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を総務大臣に提出しなければならない。 ［２　略］	（国有施設減額使用の手続） **第四条**　令別表の二の項第一号に掲げる機関（以下「機関」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を総務大臣に提出しなければならない。 ［２　同上］
（中核的研究機関に係る特例） **第六条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 ［１・二　略］	（中核的研究機関に係る特例） **第六条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 ［１・二　同上］
別記様式第１（第４条第１項関係） 認　定　申　請　書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住　所 氏　名　法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名 記名押印又は署名 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第８条第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 １　研究の概要及びその実施計画 ２　１の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設 ３　１の研究が、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であることの説明 ４　２の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果 ５　２の試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供を約すること。 ６　１の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明 備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。 ２　上記３については、研究を行っている国の機関名を記すこと。	**別記様武第１**（第４条第１項関係） 認　定　申　請　書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 住　所 氏　名　法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名 記名押印又は署名 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令第８条第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 １　研究の概要及びその実施計画 ２　１の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設 ３　１の研究が、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であることの説明 ４　２の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果 ５　２の試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供を約すること。 ６　１の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明 備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。 ２　上記３については、研究を行っている国の機関名を記すこと。